

## 随意契約及び比較見積り省略理由書

工事名：津波・高潮ステーション ダイナキューブ映像表示装置更新工事（R1）

本工事は、津波・高潮ステーション展示棟におけるダイナキューブの映像表示装置等、老朽化により不具合が発生している設備の更新工事を行うものである。

ダイナキューブの映像表示装置更新を行うにあたっては、当該設備が左正面・右正面・左側面・右側面・左床面・右床面の6分割で製作されている映像を同じタイミングで映写する立体式6面マルチ映像システムであること並びに映像と連動してシアターホールの照明や床面が振動する音響システムが連動する体感上映システムにより構築された高度な技術を駆使した特殊な映像表示装置であり、装置更新後においてもコントロールシステムの調整が必要であることなど、既成の装置ではなく、本施設用に設計・設置された設備であることから、既存設備の詳細に関する専門知識を有すると共に、設備全体の構造・設計等についても十分に熟知していることが求められる。

以上のことより、本工事を適切に行うことができるのは、平成19年度「一級河川木津川 津波高潮防災啓発展示物制作設置業務委託」により、展示物制作設置業務を実施した(株)乃村工藝社のみである。

したがって、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を徴取せず、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。